

膀胱がん検査義務化

ウレタン防水 施工者対象 MCCA危険性周知

防水剤や床材、全天候舗装材などに利用されるウレタン樹脂の硬化剤として使われる化学物質の「MCCA(モカ)」を取り扱う化学工場の労働者5人が、膀胱(ぼうこう)がんを発症したことを受け、常時従事しているウレタン防水施工の労働者などを対象に、特殊健康診断での膀胱がん検査を義務付けることが決まった。労働政策審議会の安全衛生分科会は26日、塩崎恭久厚生労働相が同日付で諮問した特定化学物質(有害予防規則(特化則)改正省令案要綱を「妥当と認めらる」と答申した。MCCAにかかると特殊健康診断の項目に、尿中の潜血検査や膀胱鏡検査など、膀胱がんなど尿路系腫瘍を予防、早期発見するための項目を追加する。改正特化則は4月1日に施行される。

労政審、4月1日施行

被害防止対策の徹底を要請。防水施工現場での対策として、特に不浸透性の保護手袋着用や作業終了後の付着物の除去状況など、経皮や経口によるばく露のおそれがないかの点検を求めていた。緊急措置としての膀胱がん検査も呼び掛けていた。

国内のウレタン樹脂防水剤のうち、70%が硬化剤としてMCCAを使っているという。「ノンMCCA」防水剤はすでに固まる特性を持ち、これに対しMCCA含有防水剤は、ゆっくりに固まることから作業性がよいと知られる。こ

のため、国内流通量の多くがMCCA含有防水剤となっている。

26日の分科会では、委員から「MCCAを扱う建設業では、100人以上の労働者が膀胱がんを発症しているが、防水工より大工のほうが多い。MCCAの危険性を広く周知してほしい」との発言があった。

特化則改正省令案要綱によると、MCCAを製造または取り扱う業務に常時従事している労働者に対して、膀胱がん検査の実施を事業主に義務付ける。具体的には、雇入れ時と、その後は6カ月以内、定期的に医師による健康診断を行うことになる。

また、MCCA含有ウレタン防水施工などに現在携わる労働者だけでなく、過去に扱ったことがある労働者で、いまも雇用している労働者にも、6カ月ごとの定期検査を義務化する。

健康診断の結果、異常の疑

いがある労働者には、膀胱鏡や尿路造影などの画像検査を実施する。

MCCAは特化則適用対象化学物質のため、現在でも排気装置の設置やばく露防止対策、特殊健康診断の実施などが義務付けられている。ただ、特殊健康診断項目に膀胱がんの検査項目がなかったことから、新たに追加することにした。

MCCAを取り扱う化学工場の労働者の膀胱がん発症を受け、厚労省は昨年10月、全国防水工事業協会と建設業労働災害防止協会に対し、健康

平成29年4月以降、現場によっては特化物(MCCA入り硬化剤及びTDI入り主剤)が使用されているウレタン防水材の使用制限が懸念される